

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 柳 収一郎

記

1 監査の種類 定例監査

- | | | |
|---------|-------------------|----------------|
| 2 監査実施日 | 平成 29 年 10 月 5 日 | 教育委員会事務局 |
| | 平成 29 年 10 月 17 日 | 消防本部、産業観光部 |
| | 平成 29 年 10 月 25 日 | 政策推進部 |
| | 平成 29 年 11 月 16 日 | 都市建設部 |
| | 平成 29 年 11 月 27 日 | 農業委員会事務局、議会事務局 |

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
消 防 本 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
産業観光部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
政策推進部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
都市建設部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

補助金の交付に当たっては、補助の目的、補助対象経費、補助率等を要綱等で明確に定めるなど、交付手続きの見直しを徹底されたい。また、随意契約の事務処理について、相手方の選定方法や見積額検討における算定根拠が一部不明確なものがあった。規則や事務処理手順に則り適正に執行されたい。